

審議会等の委員の公募に係る選考委員会に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市民参加推進条例施行規則（平成19年大和市規則第65号）第7条第1項の規定により設置する選考委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 市民参加主管部長
- (4) 委員を選考しようとする審議会等を所管する部等の長（以下「所管部長」という。）
- (5) その他市長が必要と認めた者

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、主管の副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(選考)

第5条 委員会は、公募による委員選考に当たっては別表第1に定める評価項目に従い、5段階評価で採点し、男女比、年齢構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等を総合的に考慮した上で、決定するものとする。また、評価点の得点合計が満点の60パーセントに満たない者は選考しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民参加主管課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

評価項目	評価項目	評価点（5段階評価）				
		5	4	3	2	1
意欲・熱意	応募動機が明確で、意欲・熱意が感じられるか。	5	4	3	2	1
論点整理	小論文のテーマを理解し、論旨は的確で分かりやすいか。	5	4	3	2	1
建設的な考え方	現状批判や意見の主張ばかりでなく、前向きな意見を述べているか。	5	4	3	2	1
公平性	社会全体を考え、公平な視点を有しているか。	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る